

公益法人関連事業評価書（委託・推薦等に係る事務・事業）

平成 1 8 年 3 月

評価対象（事業名）	柔道整復師試験 柔道整復師名簿の登録	
担当部局・課	主管部局・課	医政局医事課
	関係部局・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	1	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	2	必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること
	I	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること

(2) 事業の概要

事業内容（委託・推薦）
<p>柔道整復の業務は、医師以外の者については、柔道整復師法により、柔道整復師試験に合格して柔道整復師名簿に登録された者のみが行えることとなっている。</p> <p>また、同法において、当該試験の実施及び名簿の登録については、厚生労働大臣の指定を受けた法人に委託できることとしている。</p>
関連公益法人名
(財) 柔道整復研修試験財団

2. 評価

必要性、効率性、有効性等の分析
<p>柔道整復師の業務は、人の身体の安全に関わる重要なものであることから、資格の取得に当たって試験を課し、免許取得者について一定の資質を担保することが必要である。</p> <p>また、現在約 49,000 人の免許取得者の情報を一体的・効率的に管理する観点から、免許取得者の名簿を作成し、適正に管理していくことが必要である。</p> <p>これらの事業については、高い公益性が求められるため、本来的には国が行うことが望ましいが、試験及び名簿登録をすべて国が実施することには相当程度の負担が伴い、行政の効率化に反することから、公益性が高く、人員や組織の面で一定の要件を満たす法人を厚生労働大臣が指定して当該事業を委託することにより、効率的な運営が図られているところである。</p>
(試験受験者数)
平成 14 年 約 1,400 人

平成 15 年	約 2,500 人
平成 16 年	約 3,000 人

(年間名簿登録者数)

平成 14 年	約 1,100 人
平成 15 年	約 2,100 人
平成 16 年	約 2,200 人

評価結果 (事務・事業の必要性)

柔道整復師に係る試験の実施及び名簿登録事業は、柔道整復師制度の適正な運営のため、欠くことのできない必要なものであることから、当該事業は今後とも継続して実施することとする。

また、当該事業を効率的に実施する観点から、引き続き、一定要件を満たす法人に委託することとする。

3. 特記事項

--